

マージン率等の公開資料

1. 労働者派遣の実績及びマージン率

事業所名称	大阪本社
事業所所在地	大阪市西区江戸堀 3-1-31 4F

派遣 労働者数	派遣先 事業所数	①労働者派遣料金 (1日8時間当たりの平均)	②労働者派遣の賃金 (1日8時間当たりの平均)	マージン率 (①-②)÷①
8	3	25,615	16,792	34.4%

※マージン率

派遣先より当社に支払われる派遣料金から派遣労働者に支払う賃金を差し引いた額がマージンである。このマージンを派遣料金で除した率をマージン率という。

・マージンに含まれる費用

No	項目	内容	
1	社会保険料	健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料、雇用保険料、労災保険料などの事業主負担分	
2	有給休暇費用	年次有給休暇取得時にかかる賃金	
3	退職共済掛金	中小企業退職金共済制度の掛金	
4	運 営 経 費	健康診断費用	一般健診及び生活習慣病予防健診の受診費用
		募集費用	労働者の募集にかかる求人媒体費用
		就業管理費用	教育訓練、事務管理費用等
		営業費用	営業スタッフの人件費及び活動費、法廷手続費用、事務費、通信費等
5	営業利益	労働者派遣料金から上記経費を差し引いたもの	

2. 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づく労使協定について

締結しているか否かの別	締結している
協定の有効期間	令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日
派遣労働者の範囲	<p>(対象となる派遣労働者の範囲)</p> <p>第1条 本協定は、派遣先でプログラマーの業務に従事する従業員（以下「対象従業員」という。）の派遣先での就業期間中に適用するものとし、派遣契約以外での就業期間中については適用を除外する。</p> <p>2 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。</p> <p>3 会社は、対象従業員について、労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。</p>
教育訓練に関する事項	<p>(教育訓練)</p> <p>第11条 労働者派遣法第 30 条の 2 に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「教育訓練実施計画」に従って、実施する。</p>